

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校は、「いじめは絶対に許されない」という指導を徹底する。また、いじめを受けた児童や勇気をもっていじめを伝えた児童を守り通すことが重要であることを認識する。同時に家庭、地域、行政機関その他関係機関との連携の下、いじめ克服に取り組む。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりえる」という共通認識のもと、全ての児童が安心して明るい学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、杉並区立桃井第五小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

3 いじめ等の禁止

桃井第五小学校では、いじめを禁止する。怒りをコントロールできなくなる衝動や原因があっても、無自覚であっても、いじめという手段で表すことは決して許されないことを指導する。

さらに、本校では、いじめに限らず、以下の行為のような「他者の人権を侵害する行為」について、理由の有無にかかわらず決して許されないことを指導する。

- 暴力（殴る、蹴る、物を投げる等）
- 脅迫・威圧・強要・恐喝
- 名誉毀損、侮辱、悪口、嘲笑、差別的言動
- 仲間外し、無視、排除、集団での圧力行為
- SNS・ネット上での誹謗中傷、拡散、晒し行為
- 教師への暴言・悪態・侮辱的言動（教職員に対する不当な言動も「他者の人権を侵害する行為」として禁止する。）
- 物を壊す行為（器物損壊）
- その他、他者の人格・心身の安全を侵害する行為全般

4 基本的な考え方

（1）軽微ないじめも見逃さない。

いじめの認知件数が多いことは、問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の敏感な感覚により、どんな軽微ないじめも見逃さずに、的確に認知していく。

（2）教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む。

教職員は、「学校いじめ対策委員会」への報告、連絡を欠かさずに行い、組織的な対応をする。

（3）相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す。

学校・家庭・地域が連携して、「子供が安心して相談できる環境」を構築していく。

子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全教職員がいつでも相談に応じる体制を整備する。

（4）子供たち自身が、いじめについて考えて行動できるようにする。

子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるよう教育活動を通して支援していく。

(5) いじめ等をした子にも目を向ける。

いじめ等をした子や表出する問題にだけ目を向けるのではなく、いじめ等をしてしまった子の背景にも目を向けた指導を行う。加えて、繰り返し指導したにもかかわらず、いじめ等の行為を続けるなど、被害を受けた児童が安心して学習できる状況が確保されない場合には、いじめ防止対策推進法第23条の趣旨に基づき、加害児童について別室での指導等を行うことを検討する。これは、児童生徒の健全育成と被害児童の安全確保を重視し、指導環境を整えるための教育的措置であり、懲罰的な目的によるものではない。

(6) 保護者の理解と協力を得て、いじめ等の解決を図る。

年度初めの保護者会において、保護者に対して、いじめ等がどの学校どの子供にも起こり得る問題であることや被害者にも加害者にもなり得ること、そして、いじめ防止にかかわる協力の義務について説明する。いじめ等が起きてしまった際には、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。

(7) 社会全体の力を結集し、いじめ等に対峙する。

学校は、「学校サポートチーム」(学校運営協議会、スクールサポーター、子供家庭支援センター、民生児童委員等)と連携する等、必要に応じた情報共有のもと、協力していじめの未然防止や早期対応に取り組む。

なお、いじめやそれに関連する行為の中には、暴行、恐喝、強要、名誉毀損、器物損壊、性加害等、深刻な事案につながる行為が含まれることがある。こうした場合には、児童の安全確保と健全育成の観点から、学校は外部の人材や関係機関と適切に連携し、以下のように対応する。

・特定の児童を処罰することを目的とすることなく、関係する児童の健全育成と再被害の防止、ならびに適切な公的支援につなぐための取組を行うために警察、児童相談所等の関係機関と適切に連携する。

・学校・家庭・地域・関係機関が互いに役割を果たしながら連携し、子どもの安全と権利を守るために必要な措置や働きかけを行う。

5 いじめ対策のための校内組織

(1) 桃井第五小学校いじめ対策委員会

いじめ対策のための取組を実効的に行うために、桃井第五小学校いじめ対策委員会（以下、学校いじめ対策委員会）を設置する。委員会の基本構成は、校長、副校長、生活指導主幹、学年主任、担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーによるものとし、具体的には、校長がいじめの実態に応じて必要な人選を行う。

(2) 役割

- ① 当該基本方針の策定、公表、評価、修正
- ② いじめ防止等のための取組の企画、実施、評価、修正
- ③ いじめの相談体制や情報共有体制の構築・整備
- ④ いじめの事案が発生した場合の事実関係調査、対応・指導方針の決定
- ⑤ その他いじめの防止等に関する重要事項

6 いじめ防止等のための取組

(1) いじめを未然防止するために

- ① 「やさしさとしあわせの桃五小」を目標として、児童がお互いのよさを認め合うことのできる学校風土や自己肯定感・自己有用感のもてる授業づくり等、日常的教育活動全体を通じて、児童の豊かな人間性の醸成を図る。
- ② 児童がいじめに向かわない心や態度を育成するために、児童会活動において毎年のスローガンを定め、児童が主体となって自らいじめ問題の予防と解決に取り組む。

- ③ 都及び区の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせて、6月、11月、2月に学校全体や学年、学級で生命や人権を尊重する道徳授業や体験活動等を年間3回実施する。また、いじめ防止の推進を図るための校内研修を年間3回行う。
- ③ SNSやインターネット等を通じて行われるいじめの加害者にも被害者にもしないために、メディアリテラシーやスマートフォンとの付き合い方等の情報モラル教育に取り組む。
- ④ 発達障害を含む障害のある児童、外国人児童、生活背景に課題のある児童、性的指向・性自認に係る児童等、様々な状況の児童に対して適切な支援が行えるように、教職員の情報共有、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめを早期発見するために

- ① いじめは、そもそも発見しにくいものであるという認識をもつ。児童の日常の行動や生活の様子のちょっとした変化がいじめのサインであるとして見逃さない。
- ② 児童のきめ細やかな観察を行う。気掛かりな児童には教員から声を掛け、様子を伺う。
- ③ 複数の教職員による観察を行う。学級担任だけでなく、専科教員や教員以外の学校職員等の多くの人々が児童と関わることにより、いじめ発見の機会を多くする。
- ④ 6月、11月、2月の「ふれあい月間」の期間を活用して、いじめアンケート調査を3回実施する。分析は学年教員全体で行い、記述内容によっては、スクールカウンセラー等の専門家から助言を得る。
- ⑤ 日常的及び定期的な教育相談を通じて、児童のいじめを含む学校生活上の不安や課題を把握する。担任は、日常的な教育相談の他、年2回、児童との「対話面談」を実施する。スクールカウンセラーは、毎週火曜日に来校して教育相談を実施する他、5年生を対象に全員面接を実施する。
- ⑥ いじめに関する情報提供が保護者や地域、関係機関等からあった場合は、連携して対応する。

(3) いじめの発見から解決までの対応

いじめ等を発見した場合（その疑いがある場合も含む）、以下の①から⑤までの取組を通して、その状況等を速やかに報告し、担任一人で抱え込まず、組織的に対応する。

また、情報共有とその後の的確な対応に資するよう、学校いじめ対策委員会は記録を作成し、児童が卒業、転学、退学等をしてから5年間保存する。

- ① いじめを察知したら、直ちに管理職に報告する。
- ② 校長は速やかに学校いじめ対策委員会を招集する。委員については、いじめの態様に応じて必要な人選を行う。
- ③ 学校いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的な対応を図る。
- ④ 毎週金曜日の生活指導夕会でいじめの報告を行い、いじめの解消に向けた方針を全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。
- ⑤ いじめが解決後も経過観察・定期的な確認を行う。いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構築が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた児童、いじめを行った児童の観察をしていく。毎月のいじめにかかわる内容を教育委員会に報告する。

ア 経過観察

- ・解決後、いじめを受けている児童、行った児童の人間関係を継続して観察し続ける。
- ・少なくとも3ヵ月程度いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもっていじめ解消とする。

イ 定期的な確認

- ・スクールカウンセラーを活用した、いじめを受けた児童への配慮と支援・学校いじめ対策委員会等を活用したいじめを受けた児童の情報共有等

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめの重大事態については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に、次に掲げる定義がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の発生と調査

学校いじめ対策委員会において重大事態であると判断した場合又は児童や保護者から重大事態に至ったとの申し立てがあった場合、以下の①から④の対応方針を取る。

- ① 速やかに学校問題対応支援係（CEDAR）に報告し、連携して事態への対応をするとともに、杉並区いじめ問題対策委員会が実施する調査へ協力する。
- ② 児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに所轄の警察署に通報し、連携して対応する。
- ③ 被害児童やその保護者、いじめを報告してくれた児童等の心のケアを行うために、教育委員会と連携を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して対応する。
- ④ 被害児童の緊急避難措置等として、学校と教育委員会が協議の上、加害児童の出席停止措置等を教育委員会が講ずる。

(3) 調査結果の提供及び報告

調査によって明らかになった事実関係や再発防止策について、区長並びに被害児童やその保護者に報告する。

8 基本方針の公表、点検、評価

(1) 公表

当該基本方針を学校ホームページや学校便りにより、保護者、地域に公表する。

(2) 自己点検・評価、修正

当該基本方針は、学校いじめ対策委員会において、自己点検・評価を行い、必要に応じて学校運営協議会やPTA役員等に諮問する。その上で、必要な見直しを行う。